

「国税に関する申告・納付等の期限」についてのお知らせ

この度の平成30年7月豪雨により被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

岡山県、広島県及び山口県のうち下記の地域の納税者の方の、平成30年7月5日から平成30年11月26日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、

平成30年11月27日(火) となります。

(注) 相続税については、一定の要件のもと、上記にかかわらず、申告・納付等の期限が平成31年4月30日(火)となる場合があります。

県名	地 域
岡山県	岡山市(北区・東区)、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡(府中町・海田町・熊野町・坂町)
山口県	岩国市周東町

なお、倉敷市真備町の納税者の方の、平成30年7月5日以後に期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限については引き続き延長されており、今後、別途期限が指定されます。

平成30年分の予定納税(第一期分)の振替納付日は、平成30年11月27日(火)となります。その他の振替納付日については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

○ 上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

上記期限までに、平成30年7月豪雨による災害等により申告・納付等ができない場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

また、申告は可能であっても、平成30年7月豪雨による災害等により、財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にご相談いただくか、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

平成30年10月17日
国 税 庁

「平成30年7月豪雨」に係る国税の申告・納付等の一部の地域における期限延長措置の終了に伴う振替納税のお知らせ

平成30年10月17日付国税庁告示第20号により、別紙に掲げる地域（指定地域のうち、岡山県倉敷市真備町を除いた地域。）の方につきましては、申告・納付等の延長の期日が平成30年11月27日に定められたことに伴い、延長後の振替納付日は、次のとおりとなります。

1 平成30年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
予定納税第1期	平成30年7月31日	平成30年7月31日	平成30年11月27日 （火）
予定納税第2期	平成30年11月30日	平成30年11月30日	同左

2 平成30年分消費税及び地方消費税（個人事業者）

(1) 中間申告が年1回必要な方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
中間1回目	平成30年8月31日	平成30年9月27日	平成30年12月27日 （木）

(2) 中間申告が年3回必要な方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
中間2回目	平成30年8月31日	平成30年9月27日	平成30年12月27日 （木）
中間3回目	平成30年11月30日	平成30年12月27日	同左

(3) 中間申告が年11回必要な方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
中間4回目	平成30年7月2日	平成30年7月26日	平成30年12月27日 （木）
中間5回目	平成30年7月31日	平成30年8月23日	
中間6回目	平成30年8月31日	平成30年9月27日	
中間7回目	平成30年10月1日	平成30年10月25日	
中間8回目	平成30年10月31日	平成30年11月26日	
中間9回目	平成30年11月30日	平成30年12月27日	同左